長田区震災30年関連事業補助金交付要綱

令和6年11月11日 長田区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年1月17日に阪神・淡路大震災から30年を迎えるにあたり、 長田区内の地域団体、ボランティア団体、NP0等様々な団体が新規にまたは拡充して企画 実施する震災の経験及び教訓の継承や、防災の取り組みを目的とする震災関連事業(「以 下補助対象事業」という。)に係る補助金の交付について、地方自治法(昭和22年法律第 67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則 (平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほ か、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助の対象となる者は、長田区内で活動する地域団体、ボランティア団体、NPO 法人等、長田区にゆかりのある団体とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、次の各号をすべて満たす事業とする。
 - (1) 主に長田区民を対象としていること。
 - (2) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
 - (3) 法令、公序良俗に反した活動でないこと。
 - (4) 阪神・淡路大震災から30年を迎えるにあたり、震災の経験及び教訓の継承や、防災の取り組みを新規にまたは拡充して実施する事業。

(実施期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、令和6年12月1日から令和7年3月31日とする。 (対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 会場費, 設営費
- (2) 通信費, 運搬費
- (3) 印刷費, 広報費
- (4) 報償費, 役務費
- (5) 消耗品費, 備品費
- (6) 企画費
- (7) その他区長が必要と認める経費

区長がやむを得ないと判断する事由により補助対象事業が中止となった場合における,

(1) \sim (7) に掲げる経費 (第6条による申請の額を上限とする。)

- 2 次に掲げる経費は、対象経費としない。
 - (1) 人件費
 - (2) 飲食費, 懇親会費, 交際費, レセプション費その他これらに類する経費
 - (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
 - (4) その他区長が適当と認めない経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。 (交付申請)

- 第7条 補助金の交付の申請を行おうとするものは、次の掲げる書類を、補助事業を実施する前に区長に提出するものとする。
- (1) 長田区震災30年関連事業補助金申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに変わる書類
- (4) 団体の概要がわかる書類(規則・会則等)
- (5) その他区長が必要と認める書類
- 2 補助金の申請は、1団体につき1事業とする。

(事業の審査及び決定)

- 第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、予算の範囲内において、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不適当である旨の通知を行 うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

- 第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出するものとする。
- 2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 10 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき次に掲げる書類を当該補助事業等の

完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

- 第 11 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次 に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。
 - (1) 補助金額等確定通知書(様式第9号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金等の請求)

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を区長の定める期日までに区長に提出するものとする。
- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。 (交付の特例)
- 第 13 条 補助事業者は、補助金規則第 18 条第 2 項の規定により補助事業の完了前に概算 払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(様式第 11 号)を区長に提出する ものとする。
- 2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、速 やか当該請求に係る補助金を当該補助事業者に支払うものとする。
- 3 区長は、補助金規則第20条第2項の規定による返還が生ずる場合は、速やかに納付書 を発行し、直ちにその返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 14 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第 12 号)により当該補助事業者等に通知するものとする。
- 2 区長は,前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において,既に補助金等を交付しているときは,期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日まで適用する。